

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

【令和8年度当初予算額 310百万円】(令和7年度当初予算額 307百万円)

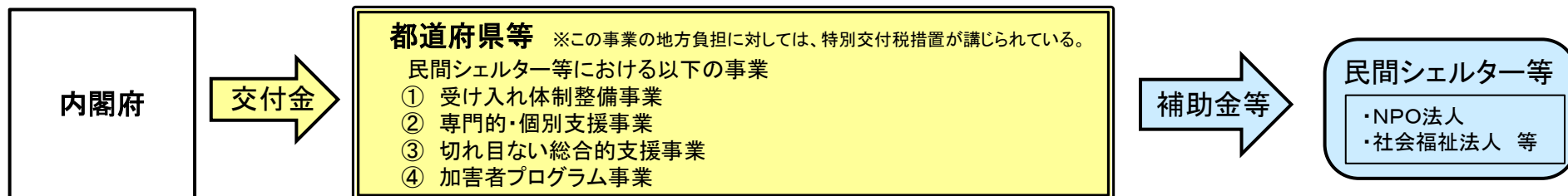
目的

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費(以下①～④)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保(若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等)等)
 - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等)
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等)
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等 : 国 3/4 (交付上限: 1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）
交付要綱

（通則）

第1 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金のうち、配偶者暴力被害者等支援調査研究事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 この交付金は、都道府県、指定都市及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）が、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とする。

（交付の対象及び交付率）

第3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(1) 内閣府男女共同参画局長が別に定める「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき都道府県等が行う事業（以下「都道府県等事業」という。）

(2) 実施要領に基づき市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）

2 補助対象経費の種目、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県等事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アによる市町村ごとの交付額を合算する。

(3) (1)及び(2)の金額については、別表に定める基準額を踏まえ、都道府県と管内市町村において調整した上で、算出するものとする。

4 前項(1)及び(2)アで定める算定方法により算出された交付金の交付額が、別表の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

5 交付対象事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、内閣府男女

共同参画局長が別に定める公募要領によるものとする。

(申請手続)

第4 都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を内閣府男女共同参画局長が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 都道府県知事等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書又は別記様式第3号による事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付対象事業を実施する地方公共団体の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該都道府県知事等に通知するものとする。

3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業に関する事故等の届出)

第8 都道府県知事等は、交付対象事業に係る民間シェルター等の活動状況を把握し、本交付金の適切な運用を図るとともに、民間シェルター等における不適切な事業実施があった場合、交付対象事業の遂行が困難となった場合、又は交付対象事業が予定の期間内に完了

することができないと見込まれる場合においては、速やかに別記様式第4号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 都道府県知事等は、交付対象事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第5号による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 都道府県知事等は、交付対象事業を完了したとき（第7の規定に基づく交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11 大臣は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12 都道府県知事等は、第11第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第13 交付金は、第11の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第8号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

- 第 14 大臣は、第 7 の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 5 の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 11 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 15 都道府県知事等は、補助対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないでこの交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第 16 都道府県知事等は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

- 第 17 都道府県知事等は市町村の長に交付金を交付するときは、本要綱第 7 から第 16 まで（第 13 を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費の種目及び補助率

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 都道府県等事業	<p>次の事業を行う場合</p> <p>①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業</p> <p>民間シェルター等1か所当たり、年額1,000万円</p> <p>※1 上記金額には、事業管理経費として、①、②、③及び④に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。</p> <p>※2 同一の民間シェルター等が、(1)及び(2)の両事業の対象となっている場合は、(1)及び(2)の合算額について上記金額を適用する。</p> <p>※3 年額20万円(事業管理経費を含む。)を下限とする。</p>	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	3/4
(2) 市町村事業	同上	同上	同上

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付申請書

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第4第1項の規定に基づき、配偶者暴力被害者等支援調査研究事業に係る交付金の交付について、下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的及び内容

別紙 所要額調（様式1）及び実施計画書（様式2）のとおり

2 交付金交付申請額

		円
〔	内訳 都道府県等事業	円
	市町村事業	円

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- （1）歳入歳出予算書（見込書）抄
- （2）その他交付申請書に記載した内容を補完するために必要な関係書類

（注1）用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。

（注2）都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金については、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第7第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別紙 所要額調（様式1）及び実施計画書（様式2）のとおり

3 交付金変更申請額

		円
〔	内訳	円
	都道府県等事業	円
	市町村事業	円

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(注)

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。
- 2 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。
- 3 変更前後が対照比較できるように、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入すること。
- 4 事業計画書に変更がある場合は、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入し、その旨を書類中に明記すること。また、事前に提出している添付書類等に変更がある場合は、従前との違いが分かるように記載し、提出すること。
- 5 都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金事業を中止（廃止）したいので、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第7第1項の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 事業を中止（廃止）する理由
- 3 交付決定額
金 円
- 4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
 - （1）中止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
 - （2）完了予定日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - （1）交付決定通知書の写し
 - （2）廃止に係る事業について、既実施部分と未実施部分の事業内容及び支出内訳が分かる資料

（注1）用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。

（注2）都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金事業について、下記の事故が発生したので、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第8の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定

6 添付書類

事故に係る事業について上記の各項目が分かる資料

（注1）用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。

（注2）都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた標記交付金の遂行状況について、交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（令和 年 月 日現在）

		(実施計画) 交付金所要額 (A)	(報告時点出来高) 交付金所要額 (B)	進捗率 (B/A)
金額 (円)		円	円	%
内 訳	都道府県 等事業			
	市町村事 業			

2 事業着手年月日 令和 年 月 日

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 支給実績内訳書（円単位、任意様式）

(注) 添付書類については、補助による事業の場合は補助金の交付要綱等の写し、事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

5 その他参考となる事項

(注1) 用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。

(注2) 都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金については、交付対象事業が完了したので、交付要綱第10第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 事業実施内容

別紙 精算書（様式3）及び実績報告書（様式4）のとおり

2 交付金精算額

円

〔	内訳	都道府県等事業	円
		市町村事業	円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算書（見込）抄本

（内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。）

(注)

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。
- 2 添付書類については、補助による事業の場合は補助金の交付要綱等の写し、事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。
- 3 都道府県は、市町村分もとりまとめた上で、提出すること。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記交付金について、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第12第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第11第1項の規定による交付金の額の確定額 （令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。
- 2 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付すること。
- 3 都道府県は、市町村分もととりまとめた上で、提出すること。

別記様式第8号（第13関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

支出官内閣府大臣官房会計課長 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 年度第 四半期概算払請求書（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業））

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知を受けた標記交付金について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱第13第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	令和 年 月 日 残高 (A - (B + C))	事業完了予定日 年 月 日
金額 (円)					

(注1) 用紙の大きさは日本産業規格A列4番によるものとする。

(注2) 都道府県は、市町村分もとりにまとめた上で、提出すること。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 所要額調 【新規分】

※水色着色部分を記載

(単位:円)

種目	交付対象事業に 要する経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定 基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	備 考
1 都道府県等事業			0		0	0	
2 市町村事業	0	0	0	0	0	0	
(1)(市町村名)			0		0	0	
(2)(市町村名)			0		0	0	
(3)(市町村名)			0		0	0	
(4)(市町村名)			0		0	0	
(5)(市町村名)			0		0	0	
合 計(1+2)	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 A欄には、交付要綱第3にいう対象経費の実支出額を記入すること。

2 B欄には、交付要綱第3にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

3 D欄には、交付要綱第3に定める基準額を記入すること。

4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 所要額調【継続分】

※水色着色部分を記載

(単位:円)

種目	交付対象事業に 要する経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定 基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	備 考
1 都道府県等事業			0		0	0	
2 市町村事業	0	0	0	0	0	0	
(1)(市町村名)			0		0	0	
(2)(市町村名)			0		0	0	
(3)(市町村名)			0		0	0	
(4)(市町村名)			0		0	0	
(5)(市町村名)			0		0	0	
合 計(1+2)	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 A欄には、交付要綱第3にいう対象経費の実支出額を記入すること。

2 B欄には、交付要綱第3にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

3 D欄には、交付要綱第3に定める基準額を記入すること。

4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。

5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

地方公共団体名: _____

※水色着色部分を記載

1. 実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
2. 地域の実情と課題	(※地方公共団体における公的な取組、地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、現在の実情と認識している課題について記載してください。これに対し、これまで取り組んできた内容についても記載してください。)									
3. 既存の取組	(※現在、取り組んでいる事業(本交付金の対象でないもの)について記載してください。)									
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	事業名	事業概要				他の国庫補助等 (※他の国庫補助等を受けている場合に記載(特別交付税措置含む))				
既存事業①										
既存事業②										
4. 対象事業	(※「地域の実情と課題」及び「既存の取組」を踏まえ、地方公共団体においてどのような事業を実施しようとしているのか分かるように記載してください。)									
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※①~④で該当するものに「○」)				事業概要	新規性・事業効果 (※「3」で挙げた既存事業との比較による新規性及びこれにより見込まれる効果について、公募要領第10の3の項目(①効果の発現性、②先進性・新規性、③環境整備、④波及性)を踏まえ記載)	所要額合計 (円) (※以下は数字のみ記載)	連携先 (※提出時点での民間シェルターとの相談状況を踏まえ、見込まれる団体名を記載)
			①	②	③	④				
実施事業①										
実施事業②										
5. 所要額・実施工程	様式2-2に記載									
6. 予算計上	<input type="checkbox"/> 当初予算計上済み <input type="checkbox"/> 補正予算対応予定(月頃見込み) (※該当する対応について、□を■に変更。)									
7. 所属、担当者名、連絡先							電話:	e-mail:		

注) 添付文書として、対象事業の交付要綱や実施要領等を添付すること。

事業所要額・実施工程

地方公共団体名

(単位:円)

※水色着色部分を記載

事業 番号	新規・継 続 (ブルダウ ンで選 択)	事業名	連携先 (※見込まれる民 間シェルターの団 体名を記載)	取組内容 (※各団体における取組内容につ いて、新規性や見込まれる効果を 含め記載)	取組期間 (※「R8.●.● ～R9.●.●」 のように記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	(団体ごと)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費が不要な場合は行を削除してください。)															
								賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1	×	1	×	1	=	180,000		
例	新規	〇〇事業	△△	～のため、・・・を実施する。	R8.4.1～ R9.3.31	470,800	237,600	交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1	×	1	=	36,000	
								事業管理経費	216,000	円	×	10	%								=	21,600	
								講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1	=	200,000
			▲▲	～のため、・・・を実施する。	R8.4.1～ R9.3.31		交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1	×	1	=	12,000		
							事業管理経費	212,000	円	×	10	%								=	21,200		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
①					0	0	事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
						0	事業管理経費	0	円	×	10	%										=	0
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
②					0	0	事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
						0	事業管理経費	0	円	×	10	%										=	0
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
③					0	0	事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
						0	事業管理経費	0	円	×	10	%										=	0
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
④					0	0	事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
						0	事業管理経費	0	円	×	10	%										=	0
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「連携先」、「所要額」は、様式2-1の「4. 対象事業」と対応させてください。
 2 提出時点での民間シェルターとの相談状況を踏まえ、見込まれる団体名を記載してください。正式に決まっていなくとも、想定される団体名で構いません。
 3 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 精算書【新規分】

※水色着色部分を記載

(単位:円)

種目	交付対象事業に要する経費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	交付金交付決定額 (G)	交付金受入済額 (H)	交付金額 (I)	精算額 (J=I-H)	備考
1 都道府県等事業			0		0	0			0	0	
2 市町村事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(2)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(3)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(4)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(5)(市町村名)			0		0	0			0	0	
合計(1+2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 A欄には、交付要綱第3にいう対象経費の実支出額を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱第3にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 D欄には、交付要綱第3に定める基準額を記入すること。
 4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 I欄には、F欄及びG欄を比較して少ない金額を記入すること。
 7 色付きのセル以外は、計算用の関数が入力されています。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業) 精算書【継続分】

(単位:円)

※水色着色部分を記載

種目	交付対象事業に要する経費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	交付金交付決定額 (G)	交付金受入済額 (H)	交付金額 (I)	精算額 (J=I-H)	備考
1 都道府県等事業			0		0	0			0	0	
2 市町村事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(2)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(3)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(4)(市町村名)			0		0	0			0	0	
(5)(市町村名)			0		0	0			0	0	
合計(1+2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 A欄には、交付要綱第3にいう対象経費の実支出額を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱第3にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 D欄には、交付要綱第3に定める基準額を記入すること。
 4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 I欄には、F欄及びG欄を比較して少ない金額を記入すること。
 7 色付きのセル以外は、計算用の関数が入力されています。

※水色着色部分を記載

地方公共団体名: _____

1. 実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
2. 地域の実情と課題 (※事業実施前)	(※「実施計画書」において記載した内容を記載してください。)									
3. 対象事業										
	(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。) 新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※①～④で該当するものに「○」)				事業概要	事業効果 (※事業実施により現れた効果について具体的に記載)	所要額合計 (円) (※数字のみ記載)	連携先 (※連携先の民間シェルター等を記載)
			①	②	③	④				
			実施事業①							
実施事業②										
4. 所要額・実施工程	様式4-2に記載									
5. 地域全体の効果・影響	(※上記の事業の実施により、事業実施前の状況(「2. 地域の実情と課題」が、どのように改善されたのか等、地域全体における効果・影響について記載してください。)									
6. 今後の課題	(※地方公共団体における公的な取組、地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、事業実施を踏まえた課題について記載してください。)									
7. 所属、担当者名、連絡先							電話:	e-mail:		

注) 添付文書として、対象事業の交付要綱や実施要領等を添付すること(実施計画時に提出済みの場合は省略可)。

事業所要額・実施工程

地方公共団体名

(単位:円)

※水色着色部分を記載

事業番号	新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	連携先 (※民間シエルトターの団体名を記載)	取組内容 (※各団体における取組内容を記載)	取組期間 (※「R8.●●● ～R9.●●●」 のように記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	(団体ごと)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費は、交付決定時の金額に基づき入力。)																					
								賃借料	交通費	事業管理経費	講師謝金	交通費	事業管理経費																
例	新規	〇〇事業	△△	～のため、・・・を実施する。	R8.4.1～ R9.3.31	470,800	237,600	賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1		×	1		×	1		=	180,000					
								交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1		×	1		×	1		=	36,000		
								事業管理経費	216,000	円	×	10	%															=	21,600
			▲▲	～のため、・・・を実施する。	R8.4.1～ R9.3.31	233,200	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1					=	200,000			
							交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1		×	1		×	1		=	12,000			
							事業管理経費	212,000	円		10	%															=	21,200	
①						0	0															=	0						
																											=	0	
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
						0	0																			=	0		
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
②						0	0																=	0					
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
						0	0																			=	0		
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
③						0	0																=	0					
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
						0	0																			=	0		
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
④						0	0																=	0					
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0
						0	0																			=	0		
																												=	0
								事業管理経費	0	円	×	10	%															=	0

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「連携先」、「所要額」は、様式4-1の「3. 対象事業」と対応させてください。
 2 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。